

再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

I 概要

1 鶏の産卵低下症候群-1976 (ESD-76) (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (① オイルバックス EDS-76、② EDS-76 オイルワクチン-C、③ 日生研 EDS 不活化オイルワクチン)

(1) 主成分

不活化 産卵低下症候群-1976 ウイルス

(2) 対象動物

鶏

(3) 用法及び用量

① 5 週齢以上の鶏の頸部皮下に 1 羽当たり 0.25mL を注射する。

② 50 日齢以上の鶏 (肉用鶏を除く) の脚部筋肉内に 0.5mL を注射する。

③ 35 日齢以上の種鶏又は採卵鶏の脚部筋肉内に 0.25mL を注射する。

(4) 効能又は効果

鶏の産卵低下症候群-1976 (ESD-76) の予防

2 ドラメクチンを有効成分とする製造用原体 (ドラメクチン) 並びに牛及び豚の注射剤 (デクトマックス)

(1) 主成分

ドラメクチン

(2) 対象動物

牛及び豚

(3) 用法及び用量

牛：体重 1kg 当たり 300 μ g を頸部筋肉内に注射する。

豚：体重 1kg 当たり 200 μ g を頸部皮下に注射する。

(4) 効能又は効果

牛：内部寄生虫 (乳頭糞線虫、牛鉤虫、捻転胃虫、牛肺虫等) 及び外部寄生虫 (疥癬ダニ) の駆除

豚：内部寄生虫 (豚回虫、豚腸結節虫、豚鞭虫、豚糞線虫) 及び外部寄生虫 (疥癬ダニ) の駆除

3 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤 (フロロコール 200 注射液) 及び豚の注射剤 (フロロコール 100 注射液)

(1) 主成分

フロルフェニコール

(2) 対象動物

牛 (フロロコール 200 注射液) 及び豚 (フロロコール 100 注射液)

(3) 用法及び用量

1日1回体重1kg当たりフロルフェニコールとして、牛10mgを2～3日間、豚5mgを1～5日間、筋肉内に注射する。

(4) 効能又は効果

牛：細菌性肺炎、 豚：胸膜肺炎

Ⅱ 食品安全委員会に意見を聴く事項

薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定による上記動物用医薬品の再審査に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）